

令和8年度 町民税・県民税・森林環境税

特別徴収に関するつづり

お問い合わせ先

岐南町役場
税務課

【市町村コード:213021】

〒501-6197

岐阜県羽島郡岐南町八剣7丁目107番地

TEL <058>-247-1397(直通)

FAX <058>-240-4568

目 次

特別徴収義務者の指定について	1
1 給与支払報告書等の提出は「eLTAX(エルタックス)」が便利です	2
2 特別徴収の取扱要領	3
(1) 特別徴収について	3
(2) 特別徴収義務者について	3
(3) 特別徴収税額通知書について	3
(4) 毎月の給与から差し引く月割額	3
(5) 特別徴収の納入期限	3
(6) 納入書の書き方について	3
(7) 納税者が退職または転勤された場合	4
(8) 退職の場合の未納月割額の納入について	4
(9) 納期の特例について	4
(10) 特別徴収税額の変更について	5
(11) 月割額を滞納された場合	5
3 退職所得に係る特別徴収の取扱要領	6
4 町民税・県民税・森林環境税特別徴収税額払込金融機関一覧表	8
5 納入書の記入・取り扱いについて	9
6 町民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の納期の特例についての承認申請書	15
7 特別徴収義務者の所在地・名称等変更届出書	17
8 特別徴収への切替申請書	19
9 異動届出書	22

令和8年度 町民税・県民税・森林環境税 特別徴収義務者の指定について

平素は、当町の町民税・県民税・森林環境税の特別徴収事務等につきまして格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本年度も地方税法第41条及び第321条の4並びに岐南町税条例第45条の規定により、あなたを特別徴収義務者として指定させていただき、ここに関係書類をお届け致します。

つきましては、業務ご多忙のおり誠に恐縮に存じますが次の事項を参照のうえ、なお一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

1. 給与支払報告書の提出は「eLTAX(エルタックス)」が便利です

eLTAX(エルタックス)とは、地方税ポータルシステムの呼称で、インターネットを通じて電子的に税金の申告、申請、納税ができるシステムのことです。

eLTAXを利用した場合のメリット

- ・自宅やオフィスのパソコンからインターネットを通じて手続きができます。
- ・複数の地方公共団体にまとめて送信でき、自治体ごとの仕分けや封入等の作業が不要となります。
- ・無償のeLTAX対応ソフトウェア(PCdesk)や、市販の税務・会計ソフト(eLTAX対応のものに限る)を使って、申告することができます。

eLTAX内の地方税共通納税システム(電子納税)について

- ・金融機関の窓口に出向くことなく、自宅やオフィスのパソコンから電子納税できます。
- ・事前に登録した金融機関の口座を指定することで、複数の地方公共団体に一括で納税(ダイレクト納付)することができます。
- ・当町が指定する金融機関以外の金融機関からも納税できます。
- ・共通納税することによる手数料は無料です。

詳しくは、eLTAXのホームページをご覧ください。 <https://www.eltax.lta.go.jp/>

2. 特別徴収の取扱要領

(1) 特別徴収について

納税者の便宜を図る目的から、地方税法第321条の3、岐南町税条例第44条の規定によって納税者が納めなければならない1年間の町民税・県民税・森林環境税額を、6月から翌年の5月までの12回に分けて給与の支払われるときに差し引いて、その月分として一括納入していただくのが特別徴収の制度です。

(2) 特別徴収義務者について

地方税法第321条の4、岐南町税条例第45条の規定によって、指定を受けられた給与の支払者をいいます。当町から「町民税・県民税・森林環境税特別徴収税額通知書」が送達されますと、特別徴収の義務が発生します。

(3) 特別徴収税額通知書について

関係書類を受け取られましたら、まずその内容を確認してください。

当町へ提出される特別徴収関係書類または、照会等される場合には、必ず貴事業所の令和8年度特別徴収義務者指定番号をお知らせください。一度指定された指定番号は、事情がない限り変更されません。

「町民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の通知書(納税義務者用)」は、すみやかに各納税者へお渡しください。退職その他の理由で交付出来ないときは、異動届出書をつけて返送してください。

納税者から給与所得以外の所得にかかる税額の全部または一部を普通徴収の方法で納付したい旨の申出があった時はご連絡ください。

(4) 毎月の給与から差し引く月割額

「特別徴収税額の決定・変更通知書(特別徴収義務者用)」に基づいて給与から差し引いて納入してください。

(5) 特別徴収の納入期限

特別徴収義務者は、6月から翌年5月までの給与の支払をするとき毎月徴収して、翌月10日(翌月10日が日曜・祝祭日に当たるときはその翌日、土曜日に当たるときはその翌々日)、納期特例承認事業所は6月分～11月分を12月10日、12月分～5月分を翌年6月10日(12月10日、6月10日が日曜、祝祭日に当たるときはその翌日、土曜日に当たるときはその翌々日)までに、8ページの指定する納入場所で納入してください。

(6) 納入書の書き方について

10ページをご覧ください。納入する金額に変更がある場合は12ページを参考に訂正し、納入してください。

(7) 納税者が退職または転勤された場合

納税者が異動(退職・転勤・長期欠勤・死亡等)されて給与の支払を受けなくなったときは、その月の翌月以降の月割額は徴収して納入する義務はありませんので、つづりの「異動届出書」を作成し、翌月10日までに当町税務課あてに郵送またはe-TAXにて提出してください。ただし翌年1月1日以降に退職の場合は次の(8)のとおりです。

なお、異動届出書の提出がないと処理が行えず督促状が発行されますのでご注意ください。

(8) 退職の場合の未納月割額の納入について

退職された場合の未納月割額は普通徴収の方法に変更し、当町から納税通知書を直接納税者に郵送しますので、異動後の住所などは必ず記入してください。

◎ 未徴収税額の一括徴収について

6月1日から12月31日までの間に退職されるときは、翌月分以降5月分までの残税額を納税者から「残りの税額を特別徴収されたい」旨の申出があれば退職時に一括徴収してください。なお、1月1日から4月30日までの間に退職された場合は、納税者からの申出がなくても翌月以降5月分までの残税額を一括徴収してください。ただしこの場合は、退職者に支払われるべき給与・退職手当等の合計額が未徴収税額の全額を超えるときに限ります。

この一括徴収は、給与・退職手当などの支払いをする際徴収し、翌月10日までに一般分に合算し、納入してください。

一括徴収のときの「異動届出書」の記載例は、25ページをご参照ください。

退職の場合、残りの税額を一括徴収していただきますと納税者の方も退職後、個人で納入する手間が省略されるため、ご協力をお願いします。特に退職後町外へ転出される方については、なるべく一括徴収してください。

(9) 納期の特例について

給与の支払を受ける者が常時10人未満の事業主は、町長に16ページの「納期の特例についての承認申請書」を5月中に提出し、それが承認された場合、給与等の支払の際徴収した税額を、次のように年2回に分けて納入することができます。

(「常時10人未満」とは、常に10人に満たないということで、多忙な時期において臨時に雇い入れた者があるような場合には、その人数を除いた人数が9人までのことです。)

6月から11月までの分……………12月10日納期限

12月から翌年5月までの分……………翌年6月10日納期限

なお、この納期の特例については、退職手当等に係る特別徴収にも適用されます。

- [ご注意] ① 納期特例の承認申請をされても、滞納や著しい納入遅延がある場合は、承認されないことがあります。また、承認後も滞納や、納入遅延がある場合は、この特例の承認を取消すこととなります。
- ② 納期特例の承認後、給与の支払を受ける者の人数が条件の限度を超えることとなった場合(常時10人以上になったとき)は、その旨をすみやかに届けてください。
- ③ 納期特例が承認された場合でも退職などがあつたときは、「異動届出書」を翌月10日までに必ず提出してください。
- ④ 納期特例の承認は、翌年以降も継続されるため、承認書は一度だけの提出で省略できます。
(ただし、事業所名の変更等により特別徴収義務者が変更となる場合は、改めて申請してください。)

(10) 特別徴収税額の変更について

特別徴収税額を通知した後に、その税額に誤りが生じたときは、改めて「町民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の変更(決定)通知書」を送付しますので、「納税義務者用」については本人に交付してください。この税額通知書をお受け取りになられましたら、変更後の月割額によって徴収し、納入してください。

(11) 月割額を滞納された場合

特別徴収義務者が月額を納期限(翌月の10日)までに納入されないときは、延滞金を加算して納付しなければなりません。延滞金は、税額が2,000円以上であるときに、納期限の翌日から納入の日までの期間の日数に応じてかかります。計算方法は以下のとおりです。

- (1) 納期限の翌日から1月を経過する日までの期間 年7.3%(延滞金特例基準割合が年7.3%に満たない場合は、延滞金特例基準割合に年1%を加算した割合。ただし加算した割合が年7.3%を超える場合には、年7.3%)
- (2) 納期限の翌日から1月を経過する日の翌日以降について 年14.6%(延滞金特例基準割合が7.3%に満たない場合は、延滞金特例基準割合に年7.3%を加算した割合)。なお、税額に1,000円未満の端数がある場合は、その端数は切り捨てて計算します。また、算出した延滞金額に100円未満の端数があるときまたはその延滞金額が1,000円未満であるときは、その端数金額またはその延滞金全額を切り捨てます。
- ※1 「延滞金特例基準割合」とは、各々の前々年の9月から前年の8月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の11月30日までに財務大臣が告知する割合に、年1%の割合を加算した割合です。
- ※2 税制改正により、延滞金の割合が変更されることがあります。

3. 退職所得に係る特別徴収の取扱要領

退職所得に対する個人の町民税・県民税は、他の所得と区別して(いわゆる「分離課税」です。)所得税の場合と同様に退職手当等の額に応じ税額を計算し、支払金額からその税額を徴収して、退職者の退職した年の1月1日現在における住所の市町村に納入していただきます。

(1) 退職所得の金額

退職所得の金額は、所得税法第30条第2項に規定する退職所得の金額の計算の例により、原則として次の算式によって計算します。

退職所得の金額 = (退職手当等の収入金額 - 退職所得控除額) × 1/2 (1,000円未満の端数切捨て)

(注1) ただし、役員等(①法人税法第2条第15号に規定する役員 ②国会議員及び地方議会議員 ③国家公務員及び地方公務員をさします。)としての勤続年数が5年以下の人へ、その役員等の勤続年数に対応して退職手当等を支払う場合は、上記計算式の2分の1を乗じる措置はありません。

(注2) ただし、令和4年1月1日以降に役員等以外の勤続年数が5年以下の人へ、その勤続年数に対応して退職手当等を支払う場合は、退職所得控除額を控除した後の金額のうち300万円を超える部分について、2分の1の額ではなく、全額を課税の対象とします。

(2) 退職所得控除額

ア. 勤続年数が20年以下の場合 40万円 × 勤続年数 (80万円に満たないときは、80万円)

イ. 勤続年数が20年を超える場合 800万円 + 70万円 × (勤続年数 - 20年)

退職者が在職中に障がい者になったことにより退職した場合は、さらに100万円加算されます。

勤続年数が1年に満たない期間がある場合は切上げてください。

(3) 税額の計算

上記(1)で計算した退職所得の金額に、税率(町民税は6%、県民税は4%)を適用して計算し、町民税、県民税それぞれ100円未満の端数がある場合は、それぞれ100円未満の端数を切捨てます。

(4) 納入期限

特別徴収義務者は退職手当等の支払をするとき、その税額を徴収して、翌月の10日(翌月10日が日曜日・祝祭日に当たるときはその翌日、土曜日に当たるときはその翌々日)までに当町の指定する納入場所へ所定の納入書により納入してください。

(5) 納入書及び納入申告書における個人番号の記載と提出方法

納入書の記入については、給与所得に係る特別徴収の納入書と同じですから、退職所得分の欄に記入してください。また「退職所得の源泉徴収票・特別徴収票」1部を当町税務課あてに送付してください。

退職所得に係る町民税・県民税の「納入申告書」は、「納入済通知書」の裏面にあります。納税義務者別内訳を必ず記入してください。

退職所得等の分離課税に係る所得割の「納入申告書」は、法人番号または個人番号を記載して提出してください。

特別徴収義務者が個人事業主の方である場合には、納入書の裏面に印刷されている「納入申告書」の様式は、「納入申告書」としては使用せず、「納入申告書」は別の紙を用いて別途提出してください。その上で、表裏一体の様式の納入書の面(表面)のみ記載したものを金融機関等に提出していただき(裏面は記載しないでください)、別の紙の「納入申告書」(個人番号を含む必要な事項を記載いただいたもの)を別途郵送等により提出してください。

※ 別途提出する方法の例

- ・ 表裏一体の様式とは別に納入申告書を別の紙に印刷した様式を用いて提出する。
- ・ 納入済通知書をもう一部用意し、その裏面の納入申告書部分を切り離したものをを用いて提出する。

理由: 金融機関等は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」上、個人番号を取り扱うことができないため

4. 町民税・県民税・森林環境税特別徴収税額払込金融機関一覧表

指定金融機関	ぎふ農業協同組合（役場内派出所含）	
収納代理金融機関	十 六 銀 行	岐阜商工信用組合
	あ い ち 銀 行	名古屋銀行
	岐 阜 信 用 金 庫	三 十 三 銀 行
	大 垣 西 濃 信 用 金 庫	大 垣 共 立 銀 行

上記の金融機関の本・支店

東海4県のゆうちょ銀行・郵便局

5. 納入書の記入・取り扱いについて

地方税法施行規則(昭和29年度総理府令第23号)が改正され、個人町民税・個人県民税・森林環境税(特別徴収分)の納入書の様式が統一されました。

当町では、特別徴収に係る個人町民税・県民税・森林環境税の納入書(納入済通知書及び領収書を含む。)の様式のうちOCR(光学文字読取り装置)処理用の統一様式を使用しましたので、以下の注意事項、記入例をご参照いただき間違いのないよう納入してください。

[注意事項]

1. 納入書つづりには、令和8年6月分から令和9年5月分までの12か月分の納入書と予備の納入書がつづってあります。
2. 納入書にはあらかじめ特別徴収義務者名、事業年度、行為月等が印字してありますので、納入される際には、こちらの納入書を使用してください。
3. 12か月の納入書には、納入すべき金額が納入金額(1)に印字されています。(記入例(1))
税額変更などがあった場合の取り扱いについては記入例(2)をご参照ください。
4. 納入書の記入には、OCRで直接読み取りを行いますので「黒のボールペン」または「黒のサインペン」を使用し、「標準字体」にならって枠からはみ出ないように、大きめのアラビア数字で明瞭に記載してください。(記入例(2)～(4))
5. 退職所得に係る町民税・県民税の「納入申告書」は、「納入済通知書」の裏面にあります。納税義務者別内訳を必ず記入してください。
6. 「納入済通知書」は直接機械に読み込ませますので、汚したり折り曲げたりしないで大切に取扱ってください。
7. ご不明な点または用紙に不足が生じた場合は、当町税務課までご連絡ください。

コンピュータが読み取れる字体について

標準字体 1234567890

1) OCR 数字を書くコツ

- (1) 数字は1字ずつ
- (2) 定められた枠を十分使って
- (3) また、枠にかかったり枠をはみ出さないように
- (4) 明りように御記入ください

(正しい例)
10000
12345

(誤りの例)
10000
12345
エンリョ ナカヨセ ハミダシ

2) 各数字記入上の注意

OCR 数字の書き方	悪い例
<p>1 基本は上から下へ真すぐに、傾斜角は、15°が基本。</p>	<p>1 1 1 1 / / / <small>カギ カギ カーブ 書き直し 短い</small></p>
<p>2 書き出しは自然な丸みをつける その他は直線にする。</p>	<p>2 2 2 2 2 2 2 2 <small>デメ 間が小さい</small></p>
<p>3 書き出しとしめくりは自然な丸み 上部の半円と下部の半円のバランスをよくする。</p>	<p>3 3 3 3 3 3 3 3</p>
<p>4 4は上部をあけること。 <small>同じ書き方</small></p>	<p>4 4 4 4 4 4 4 4</p>
<p>5 5の頭部は、はみ出さないこと 下の半円は自然な丸み。</p>	<p>5 5 5 5 5 5 5 5</p>
<p>6 一筆書の要領で下部のループは しっかりと書く。</p>	<p>6 6 6 6 6 6 6 6</p>
<p>7 頭のカギが長くならぬ様にする。</p>	<p>7 7 7 7 7 7 7 7</p>
<p>8 一筆書きで、始めと終りは同一 点でピッタリ止めること。ループは十分大きくゆったりと。</p>	<p>8 8 8 8 8 8 8 8</p>
<p>9 ループの始めと終りは、ピッタ リとくっつけること。</p>	<p>9 9 9 9 9 9 9 9</p>
<p>0 ループの始めと終りは、ピッタ リくっつけること。</p>	<p>0 0 0 0 0 0 0 0</p>

[記入例]

(1) 納入すべき金額が「納入金額(1)」の欄の金額と同じ場合

岐阜県羽島郡 岐南町		個人町民税 個人住民税		領収証書	
市区町村コード	口座番号	加入者名			
213021	00880-7-960393	岐南町			
令和△△年11月分		指定番号	納入金額(1)		
		5500001	678,900 円		
納入すべき金額が右の 納入金額(1)の欄の金額と 異なるときは、納入金額 (1)の欄を横線で抹消し、 納入金額(2)の欄に記入し てください。	納給与分 入所得分	円			
	退職 所得分	円			
	金延滞金	円			
	金延滞金	円			
納期限	督促 手数料	円			
令和△△年12月10日		円			
(2)		合計額			
		円			
(特別徴収義務者)		領収日付印			
住所 又は 所在地	501-6012 岐阜県羽島郡岐南町八剣	岐南			
氏名 又は 名称	〇〇丁目△△番地 □□□□ 株式会社	様			
上記のとおり領収しました。		(納入者保管)			

岐阜県羽島郡 岐南町		個人町民税 個人住民税		納入書	
市区町村コード	口座番号	加入者名			
213021	00880-7-960393	岐南町			
令和△△年11月分		指定番号	納入金額(1)		
		5500001	678,900 円		
納入すべき金額が右の 納入金額(1)の欄の金額と 異なるときは、納入金額 (1)の欄を横線で抹消し、 納入金額(2)の欄に記入し てください。	納給与分 入所得分	円			
	退職 所得分	円			
	金延滞金	円			
	金延滞金	円			
納期限	督促 手数料	円			
令和△△年12月10日		円			
(2)		合計額			
		円			
(特別徴収義務者)		領収日付印			
住所 又は 所在地	501-6012 岐阜県羽島郡岐南町八剣	岐南			
氏名 又は 名称	〇〇丁目△△番地 □□□□ 株式会社	様			
上記のとおり納入します。		(金融機関保管)			

岐阜県羽島郡 岐南町		個人町民税 個人住民税		納入済通知書	
市区町村コード	口座番号	加入者名			
213021	00880-7-960393	岐南町			
令和△△年11月分		指定番号	納入金額(1)		
		5500001	678,900 円		
納期限	督促 手数料	円			
令和△△年12月10日		円			
(2)		合計額			
		円			
(特別徴収義務者)		領収日付印			
住所 又は 所在地	501-6012 岐阜県羽島郡岐南町八剣	岐南			
氏名 又は 名称	〇〇丁目△△番地 □□□□ 株式会社	様			
上記のとおり通知します。		(受付店→ぎふ農業協同組合(取りまとめ店)→岐南町)(岐南町保管)			

納入済通知書の納入金額欄に「納」記号は記入しないでください。

- ・ 納入すべき金額に変更がない場合は、納入書をそのままご使用ください。
何も記入していただく必要はありません。

〔記入例〕

(2) 納入すべき金額が「納入金額(1)」の欄の金額と異なる場合（給与分のみの場合）

岐阜県羽島郡 岐南町 個人町民税 領収証書		
市区町村コード	口座番号	加入者名
213021	00880-7-960393	岐南町
令和△△年11月分	指定番号	納入金額(1)
	5500001	678,900 円
納入すべき金額が右の 納入金額(1)の欄の金額と 異なるときは、納入金額 (1)の欄を横線で抹消し、 納入金額(2)の欄に記入し てください。	給与分 納	678,900
	退職 所得分	
	延滞金	
	督促 手数料	
納期限	令和△△年12月10日	合計額
		678,900
(特別徴収義務者) 住所 501-6012 又は 所在地 岐阜県羽島郡岐南町八剣 氏名 ○○丁目△△番地 又は 名称 □□□□ 株式会社 様		領 収 日 付 印 岐南
上記のとおり領収しました。(納入者保管)		

岐阜県羽島郡 岐南町 個人町民税 納入書		
市区町村コード	口座番号	加入者名
213021	00880-7-960393	岐南町
令和△△年11月分	指定番号	納入金額(1)
	5500001	678,900 円
納入すべき金額が右の 納入金額(1)の欄の金額と 異なるときは、納入金額 (1)の欄を横線で抹消し、 納入金額(2)の欄に記入し てください。	給与分 納	678,900
	退職 所得分	
	延滞金	
	督促 手数料	
納期限	令和△△年12月10日	合計額
		678,900
(特別徴収義務者) 住所 501-6012 又は 所在地 岐阜県羽島郡岐南町八剣 氏名 ○○丁目△△番地 又は 名称 □□□□ 株式会社		領 収 日 付 印
上記のとおり納入します。(金融機関保管)		

岐阜県羽島郡 岐南町 個人町民税 納入済通知書		
市区町村コード	口座番号	加入者名
213021	00880-7-960393	岐南町
令和△△年11月分	指定番号	納入金額(1)
	5500001	678,900 円
213021	213021	678,900
納入すべき金額が右の納入金額 (1)の欄の金額と異なるときは、納 入金額(1)の欄を横線で抹消し、納 入金額(2)の欄に記入してください。	給与分 納	678,900
	退職 所得分	
	延滞金	
	督促 手数料	
納期限	令和△△年12月10日	合計額
		678,900
(特別徴収義務者) 住所 501-6012 又は 所在地 岐阜県羽島郡岐南町八剣 氏名 ○○丁目△△番地 又は 名称 □□□□ 株式会社		領 収 日 付 印
上記のとおり通知します。(受付店→ぎふ農業協同組合(取りまとめ店)→岐南町(岐南町保管))		

納入済通知書の納入金額欄に¥記号は記入しないでください。

- ・ 納入すべき金額が、税額変更又は退職等により「納入金額(1)」と異なるときは、「納入金額(1)」の金額を横線で消し、「納入金額(2)」の該当する欄に納入すべき金額を記入してください。
- ・ 「納入通知書」の納入金額欄に記入していただく字体は、標準字体(10ページ参照)にならって記入してください。
この場合、納入金額の頭に¥記号は記入しないでください。
- ・ 納入金額を書き損じた場合は、納入書のつづりのうしろにとじてある予備の納入書を使用してください。記入方法については(4)をご参照ください。

[記入例]

(3) 納入すべき金額が「納入金額(1)」の欄の金額と異なる場合 (給与分と退職所得分がある場合)

岐阜県羽島郡 岐南町 個人市民税 領収証書

市区町村コード	口座番号	加入者名
213021	00880-7-960393	岐南町
令和△△年11月分	指定番号	納入金額(1)
	5500001	678,900 円
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。	給与分 納	千 百 十 万 千 百 十 円 6 7 8 9 0 0
	退職所得分 入	千 百 十 万 千 百 十 円 1 3 6 0 0 0
	延滞金 金	
納期限 令和△△年12月10日	督促手数料 額	
	(2)合計額	千 百 十 万 千 百 十 円 8 1 4 9 0 0
(特別徴収義務者) 住所 501-6012 又は 岐阜県羽島郡岐南町八剣 所在地 氏名 ○○丁目△△番地 又は 株式会社 名称	領収日付印 岐南	

上記のとおり領収しました。(納入者保管)

岐阜県羽島郡 岐南町 個人市民税 納入書

市区町村コード	口座番号	加入者名
213021	00880-7-960393	岐南町
令和△△年11月分	指定番号	納入金額(1)
	5500001	678,900 円
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。	給与分 納	千 百 十 万 千 百 十 円 6 7 8 9 0 0
	退職所得分 入	千 百 十 万 千 百 十 円 1 3 6 0 0 0
	延滞金 金	
納期限 令和△△年12月10日	督促手数料 額	
	(2)合計額	千 百 十 万 千 百 十 円 8 1 4 9 0 0
(特別徴収義務者) 住所 501-6012 又は 岐阜県羽島郡岐南町八剣 所在地 氏名 ○○丁目△△番地 又は 株式会社 名称	領収日付印	

上記のとおり納入します。(金融機関保管)

岐阜県羽島郡 岐南町 個人市民税 納入済通知書

市区町村コード	口座番号	加入者名
213021	00880-7-960393	岐南町
令和△△年11月分	指定番号	納入金額(1)
△△11055000001		678,900 円
213021	給与分 納	千 百 十 万 千 百 十 円 6 7 8 9 0 0
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。	退職所得分 入	千 百 十 万 千 百 十 円 1 3 6 0 0 0
	延滞金 金	
納期限 令和△△年12月10日	督促手数料 額	
取りまとめ店 ゆうちょ銀行名古屋貯金センター (〒469-8794)	(2)合計額	千 百 十 万 千 百 十 円 8 1 4 9 0 0
(特別徴収義務者) 住所 501-6012 又は 岐阜県羽島郡岐南町八剣 所在地 氏名 ○○丁目△△番地 又は 株式会社 名称	領収日付印	

上記のとおり通知します。(受付店→ぎふ農業協同組合(取りまとめ店)→岐南町(岐南町保管))

納入済通知書の納入金額欄にY記号は記入しないでください。

- 納入すべき金額が、税額変更又は退職所得分の納入等により「納入金額(1)」と異なるときは、「納入金額(1)」の金額を横線で消し、「納入金額(2)」の該当する欄に納入すべき金額を記入してください。
- 「納入通知書」の納入金額欄に記入していただく字体は、標準字体(10ページ参照)にならって記入してください。
この場合、納入金額の頭にY記号は記入しないでください。
- 納入金額を書き損じた場合は、納入書のつづりのうしろにとじてある予備の納入書を使用してください。記入方法については(4)をご参照ください。

納入済通知書 裏面記入例

個人市民税 納入済通知書

岐阜県羽島郡 岐南町 令和△△年 11月 25日 納付

退職手当等支払金額	千 百 十 万 千 百 十 円	1 4 2 2 3 6 3 2
源泉徴収額	千 百 十 万 千 百 十 円	5 1 6 0 0
延滞金	千 百 十 万 千 百 十 円	0 4 0 0

地方税法第20条の6及び第28条の5第2項の規定により上記のとおり分離課税に係る所得額の納入についてご通知します。

(特別徴収義務者)
住所又は所在地 501-6012 岐阜県羽島郡岐南町八剣○○丁目△△番地
氏名等 ○○○○ 株式会社

納入者番号
1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3

納付場所
岐阜県羽島郡岐南町八剣○○番地 岐南 本郷
退職支払金額 14,223,632 円 25 年 136,000 円

[記入例]

(4) 予備の納入書を使用される場合

岐阜県羽島郡 岐南町 個人町民税 領収証書		
市区町村コード	口座番号	加入者名
213021	00880-7-960393	岐南町
令和△△年11月	指定番号 5500001	納入金額(1) 円
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。	納 給与分 入 所得分	千 百 十 万 千 百 十 円 6 7 8 9 0 0
納期限 令和△△年12月10日	退 職 所得分	
	金 延滞金	
	額 督促 手数料	
	(2) 合計額	6 7 8 9 0 0
(特別徴収義務者) 住所 501-6012 又は 所在地 岐阜県羽島郡岐南町八剣 OOJ目△△番地 氏名 又は 名称 □□□□ 株式会社		領 取 日 付 印 岐南

上記のとおり領収しました。(納入者保管)

岐阜県羽島郡 岐南町 個人町民税 納入書		
市区町村コード	口座番号	加入者名
213021	00880-7-960393	岐南町
令和△△年11月	指定番号 5500001	納入金額(1) 円
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。	納 給与分 入 所得分	千 百 十 万 千 百 十 円 6 7 8 9 0 0
納期限 令和△△年12月10日	退 職 所得分	
	金 延滞金	
	額 督促 手数料	
	(2) 合計額	6 7 8 9 0 0
※日計 □ 円		
(特別徴収義務者) 住所 501-6012 又は 所在地 岐阜県羽島郡岐南町八剣 OOJ目△△番地 氏名 又は 名称 □□□□ 株式会社		領 取 日 付 印

上記のとおり納入します。(金融機関保管)

岐阜県羽島郡 岐南町 個人町民税 納入済通知書		
市区町村コード	口座番号	加入者名
213021	00880-7-960393	岐南町
年 月 分	指定番号	納入金額(1) 円
△△/△/05	0000001	
213021	納 給与分 入 所得分	千 百 十 万 千 百 十 円 6 7 8 9 0 0
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。	退 職 所得分	
	金 延滞金	
	額 督促 手数料	
	(2) 合計額	6 7 8 9 0 0
取りまとめ店 ゆうちょ銀行名古屋貯金事務センター (〒469-8794)		領 取 日 付 印
(特別徴収義務者) 住所 501-6012 又は 所在地 岐阜県羽島郡岐南町八剣 OOJ目△△番地 氏名 又は 名称 □□□□ 株式会社		納

上記のとおり通知します。(受付店→ぎふ農業協同組合(取りまとめ店)→岐南町(岐南町保管))

納入済通知書の納入金額欄に¥記号は記入しないでください。

- 各月分の納入書が汚損等で使用出来なくなった場合又は「納入金額(2)」の欄に記入するときには書き損じた場合等に使用してください。
- 記入していただく箇所は次のとおりです。
 - 「納入金額(2)」の欄..... 給与分、退職所得分等の納入すべき金額を記入してください。
 - 「年 月 分」の欄..... 徴収年月です。10～12月以外の月については06、07など2桁で記入してください。
 - 「納期限」の欄..... 徴収月(給与支払月)の翌月の10日(その日が日曜・祝祭日に当たるときはその翌日、土曜日にあたるときはその翌々日)が納期限です。
- 「納入金額(1)」の欄には、納入金額を記入しないでください。

6. 町民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額の
納期の特例についての承認申請書

町民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の納期の特例についての承認申請書

 岐南町長 宛 令和 年 月 日 提出	申請者	住所又は所在地					特別徴収義務者 指 定 番 号				
		氏名又は事業所 等の名称及び 代表者氏名印					担当者	係			
		法 人 番 号									
						電 話 番 号					
地方税法第321条の5の2及びに岐南町税条例第46条の2の規定による特別徴収税額の納期の特例について承認を申請します。											
特例の適用を受けようとする税額		令和 年 月分以降の納期に係る町民税・県民税・森林環境税特別徴収税額									
申請の日前6か月間の各月末の給与の 支払を受ける者の人員(内、臨時勤務 者の人員をカッコ書きして下さい)		令和 年 月分	人(人)	令和 年 月分	人(人)	令和 年 月分	人(人)	令和 年 月分	人(人)	令和 年 月分	人(人)
		令和 年 月分	人(人)	令和 年 月分	人(人)	令和 年 月分	人(人)	令和 年 月分	人(人)	令和 年 月分	人(人)
		令和 年 月分	人(人)	令和 年 月分	人(人)	令和 年 月分	人(人)	令和 年 月分	人(人)	令和 年 月分	人(人)
現に町税の滞納があり、又は最近にお いて著しい納入遅延の事実がある場合 においてそれがやむを得ない理由によ るものであるときはその理由の詳細									その他参考事項		

※ 岐 南 町 処 理 欄	処理区分	却下の理由	発 議	令和 年 月 日						
	承認		決 裁	令和 年 月 日						
			却下	施 行	令和 年 月 日					
			決 裁							

申請者の法人番号を記入してください。申請者が個人事業主の場合は記入不要です。

※印欄は記入しないでください。

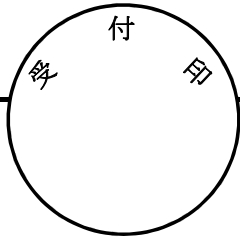
お知らせ

常時雇用が9人までの事業所は、この申請書を5月中旬に提出されますと、滞納などの特別の場合をのぞき「納期特例」を承認いたします。

「納期特例」は年12回納入が2回でよく、便利ですのでおすすめします。

前年までに、承認済の事業所は、年度が変わっても提出の必要はありません。詳しくはつづり4ページをご覧ください。

7. 特別徴収義務者の所在地・名称等変更届出書



特別徴収義務者の所在地・名称等変更届出書

岐南町長宛 令和 年 月 日 提出	給（特別徴収義務者）	所在地（住所）	〒 -										特別徴収義務者 指定番号			
		名称											担当者	係		
		法人番号														
															電話	

事項	変更前	変更後	変更日
フリガナ			
所在地	〒 -	〒 -	令和 年 月 日
フリガナ			
名称			令和 年 月 日
法人番号			令和 年 月 日
電話番号			令和 年 月 日
備考			

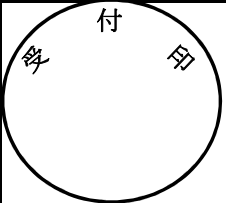
○所在地・名称には誤読をさけるために必ずフリガナをつけてください。

・給与支払者（特別徴収義務者）の法人番号を記入してください。給与支払者（特別徴収義務者）が個人事業主の場合は記入不要です。

8. 特別徴収への切替申請書

記載例

特別徴収への切替申請書

 <p>岐南町長宛 令和〇〇年〇〇月〇〇日 提出</p>	給(特別徴収義務者) 支払者	所在地(住所)	〒 501 - 6012 岐阜県羽島郡岐南町八剣〇〇丁目△△番地										特別徴収義務者 指定番号	新規	
		フリガナ	□□□□										納入書の送付	要・不要	
		名称	□□□□ 株式会社										担当者	係	総務課 給与係
		法人番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0		1	2
											電話	058-247-〇〇〇〇			

給与所得者	フリガナ	ギナン タロウ
	氏名	岐南 太郎 (旧姓)
	生年月日	昭和55年10月1日
	1月1日の住所	岐阜県羽島郡岐南町八剣●●丁目▲▲番地
	現住所	同上
受給者番号	123456	
備考		

左記の者について

普通徴収の 2 期分から4期分までを

当事業所で 7月分(納期限8月10日) より

特別徴収します。

- ・二重納付防止のため、納税者に届いている普通徴収納税通知書で納付状況を確認してください。
- ・普通徴収の納期が過ぎている分については、原則として特別徴収への切替はできませんのでご注意ください。
- ・新規に特別徴収を行う場合は、納入書の送付欄に必ず〇を記入してください。
- ・給与支払者(特別徴収義務者)の法人番号を記入してください。給与支払者(特別徴収義務者)が個人事業主の場合は記入不要です。

特別徴収への切替申請書

<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 60px; height: 60px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 給 支 </div> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;"> 岐南町長宛 令和 年 月 日 提出 </p>	給（特別徴収義務者） 支払者	所在地 (住所)	〒 -	特別徴収義務者 指定番号	新規 <small>新規事業所は新規に○を付けてください。</small>
		フリガナ	納入書の送付		要 ・ 不要
		名称	担当者		係
法人番号				氏名	
				電話	

給与 所得者	フリガナ	
	氏名	(旧姓)
	生年月日	年 月 日
	1月1日の 住所	
	現住所	
	受給者番号	
備考		

左記の者について

普通徴収の 期分から4期分までを

当事業所で 月分(納期限 月 日)より

特別徴収します。

- ・二重納付防止のため、納税者に届いている普通徴収納税通知書で納付状況を確認してください。
- ・普通徴収の納期が過ぎている分については、原則として特別徴収への切替はできませんのでご注意ください。
- ・新規に特別徴収を行う場合は、納入書の送付欄に必ず○を記入してください。
- ・給与支払者(特別徴収義務者)の法人番号を記入してください。給与支払者(特別徴収義務者)が個人事業主の場合は記入不要です。

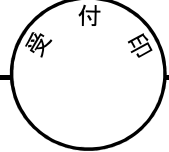
9. 給与支払報告書に係る給与所得者異動届出書 ・ 特別徴収

一括徴収の取り扱いについて

令和8年6月1日から12月31日までの退職者等	本人からの申し出により給与、退職手当等の支払いの際に未徴収税額を一括徴収してください。
令和9年1月1日から4月30日までの退職者等	5月31日までに給与、退職手当等の支払いがある場合は、その支払いの際に一括徴収してください。(本人からの申し出を必要としません。)

記載要領

1. 給与支払報告に係る給与所得者異動届出書
この届出書は、町長に提出した給与支払報告書に記載された者のうち特別徴収税額がない者で、4月1日現在において給与の支払を受けなくなった者がある場合に4月15日までに町長に提出してください。
2. 特別徴収に係る給与所得者異動届出書
この届出書は、給与の支払を受けている者で、特別徴収税額のある給与の支払を受けなくなった場合にその受けなくなった日の属する月の翌月の10日までに町長に提出してください。ただし、4月2日から5月31日までの間に給与の支払を受けなくなった者の町県民税をその年度から新たに特別徴収の方法によって徴収すべき町長に対する届出書は、その町長から特別徴収税額の通知があった日の属する月の翌月の10日までに提出してください。
3. 「給与支払者（特別徴収義務者）」欄中の「個人番号又は法人番号」欄には、給与支払者（特別徴収義務者）の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載してください。なお、個人番号を記載する場合には、左側を1文字空けて記載してください。
4. 「給与支払者（特別徴収義務者）」欄中の「特別徴収義務者指定番号」欄には、届出書を提出する町長により指定された特別徴収義務者指定番号を記載してください。
5. 「給与支払者（特別徴収義務者）」欄中の「宛名番号」欄には、この届出書に記載した給与所得者について、その特別徴収税額の通知書に記載された宛名番号を記載してください。
6. 「給与所得者」欄中の「個人番号」欄には、給与所得者の個人番号を記載してください。
7. 「給与所得者」欄中の「受給者番号」欄には、この届出書に記載した給与所得者について、その特別徴収税額の通知書に記載された受給者番号を記載してください。
8. 「給与所得者」欄中の「異動後の住所」欄には、異動後の住所を記載してください。異動後の住所が不明なときは、給与の支払を受けなくなった当時の住所を記載してください。
9. 「給与所得者」欄中の「異動後の未徴収税額の徴収方法」欄は、次の要領により記載してください。
 - (1) 給与の支払を受けなくなった者が、新しい勤務先において特別徴収の継続を希望する場合には、枠内に「1」と番号を記入するとともに、「1. 特別徴収継続の場合」欄に必要事項を記載してください。
 - (2) 退職後5月31日までに支払われる給与又は退職手当等から未徴収税額を一括徴収する場合には、枠内に「2」と番号を記入するとともに「2. 一括徴収の場合」欄に必要事項を記載してください。（注 1月1日から4月30日までの間に、退職等により給与の支払を受けなくなった場合には、本人から一括徴収の申出がなくとも必ず一括徴収しなければなりません。）
 - (3) (1)又は(2)に該当しない場合には、枠内に「3」と番号を記入するとともに、「3. 普通徴収の場合」欄に、その理由を同欄に掲げているものから選び、該当する番号を枠内に記入してください。（注 同欄に掲げている理由に該当しない場合は、新しい勤務先において特別徴収の継続の申出がある場合を除き、特別徴収義務者は、必ず一括徴収しなければなりません。）
10. 「1. 特別徴収継続の場合」欄中の「特別徴収義務者指定番号」欄には、届出書を提出する町長により指定された特別徴収義務者指定番号を記載してください。これまでに町長から指定されることがない場合にあっては、「新規」を○で囲んでください。
11. 「1. 特別徴収継続の場合」欄中の「納入書の要否」欄には、「特別徴収義務者指定番号」欄の「新規」を○で囲んだ場合にのみ記載してください。
12. 「2. 一括徴収の場合」欄中の「徴収予定月日」欄には、一括徴収の対象となる給与又は退職手当等の支給月日を記載してください。
13. ※印の欄は、記載しないでください。

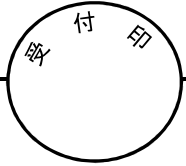
 岐南町長宛 令和〇〇年〇〇月〇〇日提出	給与支払報告 特別徴収	給与支払報告に係る給与所得者異動届出書										記載例(退職)	年度 1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度		
		所在地	〒501 - 6012 岐阜県羽島郡岐南町八剣〇〇丁目△△番地										特別徴収義務者 指定番号	5500001	
		フリガナ											宛名番号	1	
		氏名又は名称	□□□□ 株式会社										担連 当絡 者先	所属 氏名 電話	総務課 給与係 甲乙 一郎 058-247-〇〇〇〇 内線 ()
個人番号 又は法人番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3	一人番号の記載にあたっては、左端を空欄とし右詰めで記載	

給与所得者	フリガナ	ギナン タロウ										(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)	異動 年月日	異動の事由	異動後の未徴収 税額の徴収方法		
	氏名	岐南 太郎																	
	生年月日	昭和 55 年 10 月 1 日																	
	個人番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0							1	2
	受給者番号																		
1月1日 現在の住所	岐阜県羽島郡岐南町八剣●●丁目▲▲番地										6 月から 10 月まで	11 月から 5 月まで	令和 8 年 10 月 31 日	1 2. 退職 3. 休職 4. 死亡 5. 支払少額 6. 合併 7. その他 [事由・理由]	3 1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)				
異動後の 住所											106,800 円	44,500 円	62,300 円						

1. 特別徴収継続の場合																								
新しい 勤務先 (特別 徴収 義務者)	特別徴収義務者 指定番号											(新規)	法人番号						新しい勤務先へは、月割額 _____ 円を _____ 月分(翌月10日納入期限分)から 徴収し、納入するよう連絡済みです。					
	所在地	〒										担当者 連絡先	所属 氏名 電話	内線 ()					受給者番号					
	フリガナ																納入書の要否	<input type="checkbox"/> 右から 番号を 記入 1. 必要 2. 不要						
	氏名又は名称																							

2. 一括徴収の場合																						
理由	<input type="checkbox"/> 1. 異動が令和8年12月31日までで、一括徴収の申出があったため <input type="checkbox"/> 2. 異動が令和9年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため										徴収予定月日						徴収予定額	左記の一括徴収した税額は、 <input type="checkbox"/> 月分(翌月10日納入期限分)で 納入します。				
											月	日	円									

3. 普通徴収の場合																				
理由	<input type="checkbox"/> 1. 異動が令和8年12月31日までで、一括徴収の申出がないため <input type="checkbox"/> 2. 令和9年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため <input type="checkbox"/> 3. 死亡による退職であるため										※市町村記入欄									



給与支払報告 給与支払報告
特別徴収 に係る給与所得者異動届出書

記載例(退職一括徴収)

年度 1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度

岐南町長宛 令和〇〇年〇〇月〇〇日提出	所在地	〒501 - 6012 岐阜県羽島郡岐南町八剣〇〇丁目△△番地											特別徴収義務者 指定番号	5500001					
	フリガナ												宛名番号	1					
	氏名又は名称	〇〇〇〇 株式会社											担連 当絡 者先	所属	総務課 給与係				
	個人番号 又は法人番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3	個人番号の記載にあたっては、 左端を空欄とし右詰めで記載	氏名	甲乙 一郎		
																	電話	058-247-〇〇〇〇 内線 ()	

給 与 所 得 者	フリガナ	ギナン タロウ											(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)	異 動 年 月 日	異 動 の 事 由	異動後の未徴収 税額の徴収方法	
	氏 名	岐南 太郎																	
	生年月日	昭和 55 年 10 月 1 日																	
	個人番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1							2
	受給者番号																		
	1月1日 現在の住所	岐阜県羽島郡岐南町八剣●●丁目▲▲番地																	
異動後の 住所												106,800 円	44,500 円	62,300 円	令和8 年 10 月 31 日	1 1. 退職 2. 退職 3. 退職 4. 死亡 5. 支払少額・不定 6. 合併・解散 7. その他 [事由・理由]	2 1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)		

1. 特別徴収継続の場合

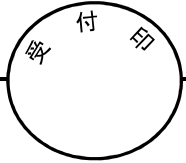
新 し い 勤 務 先	特別徴収義務者 指定番号	新規											法人番号												新しい勤務先へは、月割額 _____ 円を _____ 月分(翌月10日納入期限分)から 徴収し、納入するよう連絡済みです。	
	所在地	〒											担当者 連絡先	所 属												受給者番号
	フリガナ												氏 名													
	氏名又は名称												電 話	内線 ()											納入書の要否	<input type="checkbox"/> 右から 番号を 記入

2. 一括徴収の場合

理 由	1 1. 異動が令和8年12月31日までで、一括徴収の申出があったため 2. 異動が令和9年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため 右から 番号を 記入	徴収予定月日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額)		左記の一括徴収した税額は、 10 月分(翌月10日納入期限分)で 納入します。
		10 月 31 日	62,300 円		

3. 普通徴収の場合

理 由	1. 異動が令和8年12月31日までで、一括徴収の申出がないため 2. 令和9年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため 3. 死亡による退職であるため 右から 番号を 記入	※市 町村 記入 欄



給与支払報告 給与支払報告
特別徴収 に係る給与所得者異動届出書

記載例(転勤)

年度 1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度

岐南町長宛 令和〇〇年〇〇月〇〇日提出	所在地	〒501 - 6012 岐阜県羽島郡岐南町八剣〇〇丁目△△番地										特別徴収義務者 指定番号	5500001			
	フリガナ											宛名番号	1			
	氏名又は名称	〇〇〇〇 株式会社										担連 当絡 者先	所属	総務課 給与係		
	個人番号 又は法人番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3	氏名	甲乙 一郎
													電話	058-247-〇〇〇〇 内線 ()		

給 与 所 得 者	フリガナ	ギナン タロウ										(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)	異 動 年 月 日	異 動 の 事 由	異動後の未徴収 税額の徴収方法		
	氏名	岐南 太郎																	
	生年月日	昭和 55 年 10 月 1 日																	
	個人番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0							1	2
	受給者番号																		
	1月1日 現在の住所	岐阜県羽島郡岐南町八剣●●丁目▲▲番地																	
異動後の 住所	東京都港区赤坂〇〇丁目△△番□号										106,800 円	44,500 円	62,300 円	令和8 年 10 月 31 日	2 1. 退職 2. 転職 3. 休職 4. 死亡 5. 支払少額 6. 合併 7. その他 [事由・理由]	1 1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)			

1. 特別徴収継続の場合

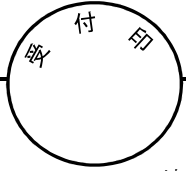
新 し い 勤 務 先	特別徴収義務者 指定番号	新規 法人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 4										新しい勤務先へは、月割額 <u>8,900</u> 円を						
	所在地	〒100 - 0014 東千代田区永田町●●丁目▲▲番地										担当者 連絡先	所属	人事課 給与係		11 月分(翌月10日納入期限分)から		
	フリガナ												氏名	東京 三郎		徴収し、納入するよう連絡済みです。		
	氏名又は名称	×××× 株式会社										電話	03-3851-〇〇〇〇 内線 ()		受給者番号			納入書の要否

2. 一括徴収の場合

理 由	<input type="checkbox"/> 1. 異動が令和8年12月31日までで、一括徴収の申出があったため <input type="checkbox"/> 2. 異動が令和9年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため <small>右から 番号を 記入</small>	徴収予定月日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額)		左記の一括徴収した税額は、 <input type="checkbox"/> 月分(翌月10日納入期限分)で 納入します。
		月 日	円		

3. 普通徴収の場合

理 由	<input type="checkbox"/> 1. 異動が令和8年12月31日までで、一括徴収の申出がないため <input type="checkbox"/> 2. 令和9年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため <input type="checkbox"/> 3. 死亡による退職であるため <small>右から 番号を 記入</small>	※市町村記入欄
--------	--	---------



給与支払報告 給与と所得者異動届出書
特別徴収に係る

										年度	1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度						
岐南町長宛 令和 年 月 日提出 給与支払者 (特別徴収義務者)										所在地		〒		特別徴収義務者 指定番号			
										フリガナ				宛名番号			
										氏名又は名称				担連 当絡		所属 氏名	
										個人番号 又は法人番号				者先		電話 内線 ()	
給 与 所 得 者	フリガナ				(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)	異 動 日 年 月 日	異 動 の 事 由	異 動 後 の 未 徴 収 税 額 の 徴 収 方 法							
	氏 名																
	生年月日	年 月 日															
	個人番号																
	受給者番号																
	1月1日 現在の住所																
異動後の 住所																	
					円	円	円	年 月 日	1. 退職 2. 転職 3. 退職 4. 死亡 5. 支払少額・不定期 6. 合併・解散 7. その他 (事由・理由)	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)							

1. 特別徴収継続の場合

新 し い 勤 務 先	特別徴収義務者 指定番号	(新規)		法人番号						新しい勤務先へは、月割額 _____ 円を _____ 月分(翌月10日納入期限分)から 徴収し、納入するよう連絡済みです。		
	所在地	〒		担 当 者 連 絡 先	所 属						受 給 者 番 号	納 入 書 の 要 否
	フリガナ				氏 名							
	氏名又は名称				電 話	内線 ()					<input type="checkbox"/> 右から 番号を 記入	1. 必要 2. 不要

2. 一括徴収の場合

理 由	<input type="checkbox"/> 1. 異動が令和8年12月31日までで、一括徴収の申出があったため <input type="checkbox"/> 2. 異動が令和9年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため (右から番号を記入)	徴収予定月日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額)		左記の一括徴収した税額は、 _____ 月分(翌月10日納入期限分)で 納入します。
		月 日	円		

3. 普通徴収の場合

理 由	<input type="checkbox"/> 1. 異動が令和8年12月31日までで、一括徴収の申出がないため <input type="checkbox"/> 2. 令和9年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため <input type="checkbox"/> 3. 死亡による退職であるため (右から番号を記入)	※市町村記入欄